

韓国第2期量刑委員会が 新たに設定した量刑基準(1)

The Sentencing Guidelines Established by Sentencing
Commission(Second Period) in Rep. of Korea(1)

氏 家 仁*

目 次

- I. はし が き
- II. 各量刑基準において類似する部分について
- III. 第2期量刑委員会が設定した新たな量刑基準（2011年3月21日議決，同年7月1日施行）
 1. 公 告 文
 2. 略取・誘拐犯罪の量刑基準
 3. 詐欺犯罪の量刑基準
 4. 窃盗犯罪の量刑基準
 5. 公文書犯罪の量刑基準
 6. 私文書犯罪の量刑基準（以上，本号）
 7. 公務執行妨害犯罪の量刑基準
 8. 食品・保健犯罪の量刑基準
 9. 麻薬犯罪の量刑基準
- IV. 性犯罪の量刑基準の修正（2012年1月30日議決，同年3月16日施行）

* 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

I. はしがき

韓国においては、2007年1月26日公布、同年4月27日施行の改正法院組織法によって、大法院に量刑委員会が設置された。この量刑委員会が担当する主な業務は、量刑基準を設定し、変更することであり、すでに2009年4月24日(同年7月1日施行)には「殺人、賄賂、性犯罪、強盗、横領・背任、偽証、誣告犯罪」の各量刑基準を、2010年6月29日(同年7月15日施行)には性犯罪の量刑基準の修正を、2011年3月21日(同年4月15日施行)には刑法改正等に伴う量刑基準の修正を、各議決した。

量刑委員会が設置されるに至った背景事情、量刑基準の経過、設定された量刑基準の適用方法の解説およびこれまで設定された量刑基準の邦訳は、拙稿(資料)「韓国量刑委員会が設定した最初の量刑基準(1)、(2・完)、(補遺)」(比較法雑誌44巻3号(2010年)471頁以下、同巻4号(2011年)211頁以下、45巻2号(2011年)263頁以下)、拙稿(研究)「韓国における量刑の合理化に関する近時の動向(1)」(比較法雑誌44巻4号(2011年)133頁)を参照されたい。

さて、第2期量刑委員会は、新たな犯罪群に対する量刑基準を設定した。すなわち「略取・誘拐¹⁾犯罪、詐欺犯罪、窃盗犯罪、公文書犯罪、私文書犯罪、公務執行妨害犯罪、食品・保健犯罪、麻薬犯罪」の各量刑基準である。この各量刑基準は、2011年3月21日に議決され、同年7月1日以降に公訴提起された事件に対して適用されるものである(また、本稿においては、併せて第3期量刑委員会による性犯罪の量刑基準の修正(2012年1月30日議決、同年3月16日施行)についても取り扱うことにする。)

そこで、わが国における量刑委員会および量刑基準に関する研究の用に供するために、この新たに設定された量刑基準を邦訳して、紹介することとする。

1) 韓国においては「誘引」であるが、本稿においては、日本語の用例に倣って、条文の邦訳も含めて、すべて「誘拐」とした。

最後に、本稿の量刑基準の翻訳部分は、2011年4月15日付の大韓民国官報17488号および2012年2月10日付の大韓民国官報第17697号に掲載されたものを基本的に使用した（各量刑基準は量刑委員会ホームページでも参照することができる。それぞれのアドレスは、各量刑基準の表題に付した脚注参照）。また、それぞれの量刑基準に、一部を除いて、各量刑基準修正当時の対象犯罪の条文の翻訳が挿入されているが、それは読者の便宜に資するため、筆者が翻訳して挿入したものであり、また、翻訳部分に注釈が付されているが、特に断りがない限りは、すべて筆者が付したものである。

II. 各量刑基準において類似する部分について

韓国の量刑基準は、個別の犯罪類型ごとに独立して設定されており²⁾、各量刑基準は、大きく「刑種および刑量の基準」と「執行猶予基準」とに分けられ、「刑種および刑量の基準」においては、個別の犯罪類型ごとに「量刑基準表」、「量刑因子表」、「類型の定義」および「量刑因子の定義」に引き続き、「量刑因子の評価原則」、「共通原則」および「多数犯罪の処理基準」が規定されている。また、「執行猶予基準」においては、「参酌事由表」、「執行猶予の参酌事由の定義」および「執行猶予の参酌事由の評価原則」が規定されている。

犯罪類型別に個別独立する基準を設定するため、「量刑基準表」等は、当然に各量刑基準独自のものであるが、一方、「量刑因子の評価原則」等は、各量刑基準においてほとんど同じである。

そこで、紙幅の関係から、各量刑基準にほぼ共通する「量刑因子の評価原則」、「共通原則」、「多数犯罪の処理基準」および「執行猶予の参酌事由の評価原則」については、本章においてまず邦訳し、各量刑基準の邦訳において、本章の邦訳と同一の部分については、その旨（《II①に同じ》等）

2) 拙稿「韓国における量刑の合理化に関する近時の動向（1）」比較法雑誌44巻4号（2011年）166頁参照。

を記すことで本章の該当部分を引用することとし、本章の邦訳と異なる部分があるものについては、該当箇所において邦訳することとする。

①量刑因子の評価原則

1. 量刑範囲の決定方法

- 量刑範囲は特別量刑因子を考慮して決定する。
- ただし、複数の特別量刑因子がある場合には、以下のとおりの原則にしたがって評価したのち、その評価の結果に従って量刑範囲が変動するかどうかを決定する。
 - ①同じ数の行為因子は、同じ数の行為者／その他因子より重く考慮する。
 - ②同じ数の行為因子相互間または行為者／その他因子相互間は同等なものとしてみなす。
 - ③上記①、②の原則によっても量刑範囲が確定されない事件に対しては法官が上記①、②の原則を基礎として、特別量刑因子を総合的に比較・評価することによって量刑範囲が変動するかどうかを決定する。
- 量刑因子に対する評価の結果、加重要素が大きい場合には、加重的量刑範囲を、減輕要素が大きい場合には減輕的量刑範囲を、その他の場合には基本的量刑範囲を選択することを勧告する。

2. 宣告刑の決定方法

- 宣告刑は上記1項によって決定された量刑範囲内において一般量刑因子と特別量刑因子を総合的に考慮して決定する。
- 量刑基準の量刑範囲の上限が25年を超過する場合には、無期懲役を選択することができる。

②共通原則

1. 量刑基準上の勧告する量刑範囲の特別調整

- ①特別量刑因子に対する評価の結果、加重領域に該当する事件において、特別加重因子のみ2つ以上存在し、または特別加重因子が特別減輕因子より2つ以上多い場合には、量刑基準において勧告する量刑範囲の上限を2分の1まで加重する。
- ②特別量刑因子に対する評価の結果、減輕領域に該当する事件において、特別減輕因子のみ2つ以上存在し、または特別減輕因子が特別加重因子より2つ以上多い場合には、量刑基準において勧告する量刑範囲の下限を2分の1まで減輕する。

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

2. 量刑基準上の勧告する量刑範囲と法律上の処断刑範囲との関係

量刑基準において勧告する量刑範囲が法律上の加重／減軽による処断刑範囲と不一致の場合には、法律上の処断刑の上限または下限に従う。

3. 法律上の任意的減軽事由の処理方法

量刑基準の量刑因子表に含まれた法律上の任意的減軽事由に対して法官が法律的減軽をしないと決めた場合には酌量減軽事由として考慮する。

③多数犯罪の処理基準

1. 適用範囲

○量刑基準が設定された犯罪の間の刑法第37条前段の競合犯に対して適用する。ただし、量刑基準が設定された犯罪と量刑基準が設定されていない犯罪との間の刑法第37条前段の競合罪に関しては、その下限は量刑基準が設定された犯罪の量刑基準上の量刑範囲の下限に従う。

2. 基本犯罪の決定

○基本犯罪は、刑種の選択および法律上の加重／減軽を経たのちに、刑が最も重い犯罪を意味する。ただし、上記犯罪の量刑基準上の量刑範囲の上限がこれと競合された犯罪の量刑基準上の量刑範囲の上限より低い場合には競合された犯罪を基本犯罪とする。

3. 処理方法

○競合犯に対しては、量刑基準上、一つの犯罪として取り扱われる場合以外には、以下の多数犯罪の加重基準を適用する。

① 2個の競合犯においては、基本犯罪の量刑範囲の上限に競合犯罪の量刑範囲の上限の2分の1を合算して量刑範囲を定める。

② 3個以上の競合犯においては、基本犯罪の量刑範囲の上限に競合犯罪中で量刑範囲の上限が最も高い犯罪の量刑範囲の上限の2分の1、2番めに高い犯罪の量刑範囲の上限の3分の1を合算して量刑範囲を定める。

③ 基本犯罪の量刑範囲の下限より競合犯罪の量刑範囲の下限が高い場合には、多数犯罪処理結果による量刑範囲の下限は競合犯罪の量刑範囲の下限とする。

④執行猶予の参酌事由の評価原則

○勧告される刑が懲役刑である場合、その執行をするかどうかを判断するにあたって、主要参酌事由は一般参酌事由より重く考慮することを原則とするが、勧告基準は以下のとおり。

- ①主要肯定事由のみ2つ以上存在し、または主要肯定事由が主要否定事由より2つ以上多い場合には執行猶予を勧告する。
- ②主要否定事由のみ2つ以上存在し、または主要否定事由が主要肯定事由より2つ以上多い場合には実刑を勧告する。
- ③上記①または②に該当しても、一般否定(肯定)事由と一般肯定(否定)事由の個数の差が重要肯定(否定)事由と重要否定(肯定)事由の個数の差に比べて多い場合、または上記①または②に該当しない場合には、執行猶予の参酌事由を総合的に比較・評価して執行猶予をするかどうかを決定する。

III. 第2期量刑委員会が設定した新たな量刑基準 (2011年3月21日議決, 同年7月1日施行)

1. 公告文

大韓民国政府 官報 第17488号 2011年4月15日(金曜日)

大法院量刑委員会公告第2011—1号

法院組織法第81条の6第4項及び第81条の12並びに量刑委員会規則第6条第1項の規定により2011年3月21日議決された「刑法改正等による修正量刑基準」及び「略取・誘拐、詐欺、窃盗、公文書、私文書、公務執行妨害、食品・保健、麻薬犯罪の量刑基準」を次のとおり公開します。上記「刑法改正等による修正量刑基準」は官報に掲載された日以降に公訴が提起された犯罪に対して適用し、「略取・誘拐、詐欺、窃盗、公文書、私文書、公務執行妨害、食品・保健、麻薬犯罪の量刑基準」は2011年7月1日以降に公訴が提起された犯罪に対して適用します。

2011年4月15日

大法院量刑委員会

◆略語◆

- 麻薬管理法：麻薬類管理に関する法律
- 性暴力法：性暴力犯罪の処罰等に関する特例法

- 有害物質法：有害化学物質管理法
- 特加法：特定犯罪加重処罰等に関する法律
- 特強法：特定強力犯罪の処罰に関する特例法
- 特経法：特定経済犯罪加重処罰等に関する法律

2. 略取・誘拐犯罪の量刑基準³⁾

略取・誘拐犯罪の量刑基準は、未成年者を対象とした略取・誘拐（刑法第287条）、営利等のための略取・誘拐・売買等（特加法第5条の2第4項、刑法第288条）、国外移送のための略取・誘拐・売買（特加法第5条の2第4項、刑法第289条）、略取・誘拐・売買された者の授受または隠匿（特加法第5条の2第4項、第292条）、常習犯（特加法第5条の2第5項、刑法第293条第1項）、人質強要（刑法第324条の2）、人質傷害・致傷（刑法第324条の3）、人質致死（刑法第324条の4）、財物等の取得目的の略取・誘拐（特加法第5条の2第1項第1号）、殺害目的の略取・誘拐（特加法第5条の2第1項第2号）、略取・誘拐後の財物等の取得（特加法第5条の2第2項第1号）、略取・誘拐後の暴行等（特加法第5条の2第2項第3号）、略取・誘拐致死（特加法第5条の2第2項第4号）の罪を犯した成人（19歳未満）の被告人に対して適用する。

<筆者：参考>

【未成年者の略取・誘拐（刑法第287条）】

未成年者を略取又は誘拐した者は、10年以下の懲役に処する。

【略取・誘拐罪の加重処罰（特加法第5条の2）】

④刑法第288条・289条又は第292条第1項の罪を犯した者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

⑤常習的に、第4項の罪を犯した者は、その罪に対して定められた刑の2分の1まで加重する。

【営利等のための略取、誘拐、売買等（特加法第5条の2第4項（上掲）、刑法

3) 略取・誘拐犯罪の量刑基準 http://sc.scourt.go.kr/sc/criterion/criterion_09/index_10.html

第288条】

①わいせつな行為、姦淫又は営利の目的で、人を略取又は誘拐した者は、1年以上の有期懲役に処する。

②醜業に使用する目的で、婦女を売買した者も、前項の刑と同じ。

③常習により、前二項の罪を犯した者は、2年以上の有期懲役に処する。

【国外移送のための略取・誘拐・売買(特加法第5条の2第4項(上掲)、刑法第289条)】

①国外に移送する目的で、人を略取、誘拐又は売買した者は、3年以上の有期懲役に処する。

②略取、誘拐又は売買された者を国外に移送した者も、前項の刑と同じ。

③常習により、前二項の罪を犯した者は、5年以上の有期懲役に処する。

【略取・誘拐・売買された者の授受又は隠匿(特加法第5条の2第4項(前掲)、第292条)】

①第288条又は第289条の略取、誘拐若しくは売買された者又は移送された者を授受若しくは隠匿した者は、7年以下の懲役に処する

②第287条又は第291条の略取又は誘拐された者を授受又は隠匿した者は、5年以下の懲役に処する⁴⁾。

【常習犯(特加法第5条の2第5項(上掲)、刑法第293条第1項)】

①常習として、前条の罪を犯した者は、2年以上10年以下の懲役に処する。

【人質強要(刑法第324条の2)】

人を逮捕・監禁・略取又は誘拐し、これを人質として、第三者に対して権利行使を妨害し、又は義務のないことをさせた者は、3年以上の有期懲役に処する。

【人質傷害・致傷(刑法第324条の3)】

第324条の2の罪を犯した者が人質を傷害し、又は傷害に至らせたときは、無期又は5年以上の懲役に処する。

【人質致死(刑法第324条の4)】⁵⁾

第324条の2の罪を犯した者が人質を殺害したときは、死刑又は無期懲役に処する。死亡に至らせたときは、無期又は10年以上の懲役に処する。

【財物等の取得目的の略取・誘拐(特加法第5条の2第1項第1号)】

①刑法第287条の罪を犯した者は、その略取又は誘拐の目的に従って、次の各号の通り加重処罰する。

4) 刑法292条2項は、特加法5条の2第4項によって加重処罰されない。

5) 人質殺害は、殺人犯罪の量刑基準の対象犯罪である(拙稿「韓国量刑委員会が設定した最初の量刑基準(補遺)」比較法雑誌45巻2号(2011年)268頁参照)。

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

- i. 略取又は誘拐した未成年者の父母又はその他にその未成年者の安全を念慮（筆者注：心配）する者の憂慮を利用して、財産又は財産上の利益を取得する目的である場合には、無期又は5年以上の懲役に処する。

【殺害目的の略取・誘拐（特加法第5条の2第1項第2号）】

①（上掲）

- ii. 略取又は誘拐した未成年者を殺害する目的である場合には、死刑、無期又は7年以上の懲役に処する。

【略取・誘拐後の財物等の取得（特加法第5条の2第2項第1号）】

②刑法第287条の罪を犯した者が次の各号のいずれか1つに該当する行為をした場合には、次の各号の通り加重処罰する。

- i. 略取又は誘拐した未成年者の父母又はその他にその未成年者の安全を念慮する者の憂慮を利用して、財物又は財産上の利益を取得し、又はこれを要求した場合には、無期又は10年以上の懲役に処する。

【略取・誘拐後の暴行等（特加法第5条2の第2項第3号）】

②（上掲）

- iii. 略取又は誘拐した未成年者を暴行・傷害・監禁若しくは遺棄し、又はその未成年者に苛酷な行為をした場合には、無期又は5年以上の懲役に処する。

【略取・誘拐致死（特加法第5条の2第2項第4号）】

②（上掲）

- iv. 第3号の罪を犯して未成年者を死亡に至らしめた場合には、死刑、無期又は7年以上の懲役に処する。

[刑種および刑量の基準]

1. 略取・誘拐（売買・授受・隠匿・国外移送を含む）のみ行った場合

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	単純略取・誘拐等	6月-1年6月	1年-2年6月	2年-4年
2	非難されるべき目的による略取・誘拐等	2年6月-5年	4年-6年	5年-8年
3	殺害目的の略取・誘拐	4年-7年	6年-9年	7年-10年

○特強（累犯）に該当する場合には、刑量範囲の上限と下限を1.5倍加重

区 分		減 軽 要 素	加 重 要 素
特別 量刑 因子	行為	○犯行の加担に特に参酌される事由がある場合 ○自己の意思により被害者を安全な場所に開放した場合 ○授受または隠匿のみをした場合 ○意思能力がある被害者本人の同意がある場合	○被害者が13歳未満であり、または身体的もしくは精神的障害状態にある場合 ○犯行を組織的に分担して行った場合 ○凶器その他危険な物を携帯した場合 ○特別保護場所における犯行（被害者が13歳未満である場合） ○被指揮者に対する教唆
	行為者／ その他	○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首 ○処罰を望まない	○特強（累犯）に該当しない同種累犯 ○常習犯である場合（処罰規定がある場合に限る）
一般 量刑 因子	行為	○消極加担 ○養育権の無い父母または親族の犯行であって、犯行の動機に参酌するに値する事情がある場合	○被害者に心身障害の状態を惹起させて犯行を行った場合 ○2人以上の共同犯行
	行為者／ その他	○相当金額の供託 ○真摯な反省 ○刑事処罰の前歴なし	○特強（累犯）に該当しない異種累犯、累犯に該当しない同種および暴力実刑前科（執行終了後10年未満） ○合意を図る途中で被害惹起

2. 略取・誘拐後に被害者の身体を侵害した場合

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	単純略取・誘拐等	2年6月-4年	3年-5年	4年-7年
2	非難されるべき目的による略取・誘拐等	3年-6年	5年-8年	6年-10年

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

3	殺害目的の略取・誘拐	5年-8年	7年-10年	9年-14年
---	------------	-------	--------	--------

○特強（累犯）に該当する場合には、量刑範囲の上限と下限を1.5倍加重

区 分		減 軽 要 素	加 重 要 素
特別 量刑 因子	行為	○犯行の加担に特に参酌される事由がある場合 ○自己の意思により被害者を安全な場所に開放した場合	○被害者が13歳未満であり、または身体的もしくは精神的障害状態にある場合 ○犯行を組織的に分担して行った場合 ○身体侵害の程度が重い場合 ○凶器その他危険な物を携帯した場合 ○特別保護場所における犯行（被害者が13歳未満である場合） ○被指揮者に対する教唆
	行為者／ その他	○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首 ○処罰を望まない	○特強（累犯）に該当しない同種累犯
一般 量刑 因子	行為	○消極加担	○被害者に心身障害の状態を惹起させて犯行を行った場合 ○2人以上の共同犯行
	行為者／ その他	○相当金額の供託 ○真摯な反省 ○刑事処罰の前歴なし	○特強（累犯）に該当しない異種累犯、累犯に該当しない同種および暴力実刑前科（執行終了後10年未満） ○合意を図る途中に被害惹起

3. 略取・誘拐後に財物等要求・取得した場合

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	財物等を要求	4年-7年	5年-8年	7年-11年
2	財物等を取得	6年-9年	8年-12年	10年-15年

○人質強要（刑法第324条の2）は第1類型に包摂されるが、刑量範囲の上限と下限を2分の1に減輕

○特強（累犯）に該当する場合には、刑量範囲の上限と下限を1.5倍加重

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素
特別 量刑 因子	行為 ○犯行の加担に特に参酌される事由がある場合 ○自己の意思により被害者を安全な場所に開放した場合	○被害者が13歳未満であり、または身体的もしくは精神的障害状態にある場合 ○犯行を組織的に分担して行った場合 ○凶器その他危険な物を携帯した場合 ○特別保護場所における犯行（被害者が13歳未満である場合） ○被害者に過度な金額を要求し、または取得した場合 ○被指揮者に対する教唆
	行為者/ その他 ○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首 ○処罰を望まない	○特強（累犯）に該当しない同種累犯
一般 量刑 因子	行為 ○消極加担	○被害者に心身障害の状態を惹起させて犯行を行った場合 ○2人以上の共同犯行
	行為者/ その他 ○相当金額の供託 ○真摯な反省 ○刑事処罰の前歴なし	○特強（累犯）に該当しない異種累犯、累犯に該当しない同種および暴力実刑前科（執行終了後10年未満） ○合意を図る途中で被害惹起

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

4. 略取・誘拐後に死亡の結果が発生した場合

区 分	減 軽	基 本	加 重
略取・誘拐致死／人質致死	6年-11年	9年-13年	11年以上, 無期

○特強（累犯）に該当する場合には、量刑範囲の上限と下限を1.5倍加重

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素	
特別 量刑 因子	行為	○犯行の加担に特に参酌される事由がある場合 ○死亡の結果が被告人の直接的な行為によらない場合	○被害者が13歳未満であり、または身体的もしくは精神的障害状態にある場合 ○非難されるに値する目的である場合 ○被指揮者に対する教唆
	行為者／ その他	○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首 ○処罰を望まない（被害回復のための真摯な努力を含む）	○反省なし（犯行の単純な否認は除外） ○特強（累犯）に該当しない同種累犯
一般 量刑 因子	行為	○消極加担	
	行為者／ その他	○犯行後救護、後送 ○相当金額の供託 ○真摯な反省	○特強（累犯）に該当しない同種累犯、累犯に該当しない同種および暴力実刑前科（執行終了後10年未満）

[類型の定義]

1. 略取・誘拐のみをした場合

ア. 第1類型（単純略取・誘拐等）：目的が明確ではなく、または第2、3類型に該当しない略取・誘拐・授受・隠匿・国外移送の場合

○下記の構成要件および適用法条に該当する行為を意味する（以下同じ）。

構 成 要 件	適 用 法 条
略取・誘拐	刑法第287条
刑法第287条の略取・誘拐された者の授受・隠匿	刑法第292条第2項

イ. 第2類型（非難されるべき目的による略取・誘拐等）：非難されるに値する目的による略取・誘拐等

構成要件	適用法条
財物取得目的	特加法第5条2の2第1項
わいせつ・姦淫・営利目的	特加法第5条の2第4項, 刑法第288条第1項
醜業使用目的	特加法第5条の2第4項, 刑法第288条第2項
国外移送目的	特加法第5条の2第4項, 刑法第289条第1項
略取・誘拐・売買された者の国外移送	特加法第5条の2第4項, 刑法第289条第2項
刑法第288条または第289条の略取・誘拐・売買・移送された者の授受・隠匿	特加法第5条の2第4項, 刑法第292条第1項
わいせつ・姦淫・営利目的より, 刑法第287条の略取・誘拐された者の授受	刑法第293条第2項, 第292条第2項
常習犯	特加法第5条の2第5項, 刑法第293条第1項

ウ. 第3類型（殺害目的の略取・誘拐）：殺害目的の略取・誘拐の場合

構成要件	適用法条
殺害目的	特加法第5条の2第1項第2号

2. 略取・誘拐後に被害者の身体を侵害した場合

ア. 第1類型（単純略取・誘拐等）：目的が明確でなく, または第2, 3類型に該当しない略取・誘拐の場合

イ. 第2類型（非難されるべき目的による略取・誘拐等）：非難されるに値する目的による略取・誘拐の場合

○財物取得目的の場合

○わいせつ・姦淫・営利目的の場合

○醜業使用目的の場合

○国外移送目的の場合

ウ. 第3類型（殺害目的の略取・誘拐）：殺害目的の略取・誘拐の場合

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

構成要件	適用法条
人質殺害・致傷	刑法第324条の3
略取・誘拐後に暴行・傷害・監禁・遺棄・苛酷行為	特加法第5条の2第2項第3号

3. 略取・誘拐後に財物等を要求・取得した場合

ア. 第1類型（財物等を要求）

構成要件	適用法条
財物または財産上の利益を要求	特加法第5条の2第2項第1号

※人質強要（刑法第324条の2）は第1類型に包摂されるが、量刑範囲の上限と下限を2分の1に減輕

イ. 第2類型（財物等を取得）

構成要件	適用法条
財物または財産上の利益を取得	特加法第5条の2第2項第1号

4. 略取・誘拐後に死亡の結果が発生した場合

構成要件	適用法条
略取・誘拐致死	特加法第5条の2第2項第4号
人質致死	刑法第324条の4

[量刑因子の定義]

ア. 犯行の加担に特に参酌される事由がある場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 他人の強圧または脅迫等によって強要された状態において犯行に加担した場合（刑法第12条に該当する場合は除外）
- 犯行を単純に共謀したのみで、犯行を主導せず、実行行為を直接分担もしない場合
- その他これに準ずる場合

イ. 意思能力がある被害者本人の同意がある場合

○意思能力がある被害者本人は同意したが、法定代理人等の保護監督権が侵害された場合を意味する。

ウ. 犯行を組織的に分担して行った場合

○略取・誘拐犯罪の実行を目的として、組織（犯罪団体に達することを要しない）を構成して、事前に犯行を謀議し役割分担を定めたのち、それに従って犯行を実行した場合を意味する。

エ. 特別保護場所における犯行（被害者が13歳未満である場合）

○学校（校庭、校舎を含む）、オリニチプ（어린이집）⁶⁾、保育園⁷⁾、幼稚園等の教育施設または保護施設の内部と周辺、通学路、共同住宅内部の階段、昇降機等のような13歳未満の被害者に対して特別な保護が必要な場所にいる被害者に犯行を行った場合を意味する。

オ. 消極加担

○被告人が受動的に参与し、または犯行の遂行に消極的な役割のみを担当した場合を意味する。

○ただし、実質的に犯行を主導し、他人をして犯行を実行させた場合は除外する。

カ. 養育権の無い父母または親族の犯行であって、犯行の動機に参酌するに値する事情がある場合

○例えば、非養育者である実の父母が、被害者である子に会いたくて、連れて行った場合等を意味する。

キ. 被害者に心身障害の状態を惹起させて犯行を行った場合

○麻薬類その他の薬物を投薬する等の方法により、被害者の認識および

6) 直訳をすると「子どもの家」である。辞書によれば、「6歳未満の子どもを世話して育てる施設。子どもの保護者が勤労、疾病、その他の事情により、世話をすることができないときに、国公立団体や民間団体または職場等において、保護者の委託を受けて保育する施設である」(韓国国立国語院ホームページ標準国語大辞典参照)。

7) わが国でいう「保育園」とは異なり、辞書によれば、「父母や保護者がいない子どもたちを受け入れて育て教える所」である(韓国国立国語院ホームページ標準国語大辞典参照)。

統制能力を喪失または微弱にさせたのちに、犯行を行った場合を意味する。

ク. 2人以上の共同犯行

○2人以上が共同して犯した犯行であって、「犯行を組織的に分担して行った場合」に至らない場合を意味する。

ケ. 相当金額の供託

○被害回復のための真摯な努力をしたが、合意に至らず、相当な金額を供託した場合を意味する。

コ. 合意を図る途中で被害惹起

○合意を図る過程において被害者を持続的に苦しめ、犯行事実を公開し、もしくは公開する意思を表明して圧力を加え、またはその他にこれに準ずる方法により合意を強要した場合を意味する。

サ. 身体侵害の程度が重い場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

—暴行・傷害・致傷の場合：治療期間が約4～5週間以上である場合を基準とするが、後遺障害もしくは深刻な醜状障害が残り、または危険な部位の傷害に該当し、または追加の傷害が予想される場合等であり、または拷問の方法を使用した場合、その他これに準ずる場合

—監禁の場合：監禁期間が約10日以上である場合

—遺棄の場合：発見が困難な場所、または環境が極めて劣悪もしくは危険な場所に被害者を遺棄した場合

—苛酷行為の場合：被害者を性的に虐待した場合、被害者に強制して労役をさせた場合、被害者を24時間以上寝させなかった場合、被害者に24時間以上故意により食べ物を与えなかった場合、その他これに準ずる場合

シ. 死亡の結果が被告人の直接的な行為によらない場合

○犯行過程に、被告人が予想だにしない要因が介入されたことによって、被告人の直接的な行為により死亡の結果が発生したと見る

ことが難しい場合を意味する。

ス. 非難されるに値する目的である場合

○略取, 誘拐の目的が, 次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 殺害目的である場合
- 財物取得目的である場合
- わいせつな行為・姦淫・営利目的である場合
- 醜業に使用する目的である場合
- 国外移送目的である場合

セ. 処罰を望まない（被害回復のための真摯な努力を含む）

○被告人が自身の犯行に対して悔い, 遺族が, これを受け入れ, 被告人の処罰を望んでない場合を意味する。

○被害回復のための真摯な努力の末に, 遺族との合意に準ずる程度の相当な金額を供託した場合を含む。

ソ. 反省なし（犯行の単純な否認は除外）

○自身の犯行を認めつつも, 犯行に対して, 何らの後悔または罪責感を表示せず, かえって自身の犯行を正当化する場合を意味し, 犯行を単純に否認することは含まれない。

[量刑因子の評価原則]

1. 刑量範囲の決定方法

《Ⅱ①に同じ》

(①に但書あり（ただし, 処罰を望んでいない被害者または遺族の意思は行為因子と同等に評価することができる。))

2. 宣告刑の決定方法

《Ⅱ①に同じ》

[共通原則]

1. 量刑基準上の勧告する刑量範囲の特別調整

①特別量刑因子に対する評価の結果, 加重領域に該当する事件におい

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

て、特別加重因子のみ2つ以上存在し、または特別加重因子が特別減軽因子より2つ以上多い場合には、量刑基準において勧告する量刑範囲の上限を2分の1まで加重する。その結果、上限が25年を超過する場合には無期懲役を選択することができる。

②《Ⅱ②に同じ》

2. 量刑基準上の勧告する量刑範囲と法律上の処断刑範囲との関係
《Ⅱ②に同じ》

3. 法律上の任意的減軽事由の処理方法
《Ⅱ②に同じ》

[多数犯罪の処理基準]

1. 適用範囲

《Ⅱ③に同じ》

2. 基本犯罪の決定

《Ⅱ③に同じ》

3. 処理方法

《Ⅱ③に同じ》

[執行猶予基準]

区分	否 定 的	肯 定 的
主要 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的、計画的または専門的犯行 ○反復的犯行 ○被害者が13歳未満または身体的もしくは精神的障害状態にある場合 ○同種前科（10年以内に執行猶予以上） ○凶器その他危険な物を携帯した場合 ○非難されるに値する目的による略取・誘拐である場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯行の加担に特に参酌される事由がある場合 ○意思能力がある被害者本人の同意がある場合、または養育権の無い父母もしくは親族の犯行であって、犯行の動機に参酌するに値する事情がある場合 ○共犯の犯行の遂行阻止し、または困難にする試みを図った ○自己の意思により被害者を安全な

	<ul style="list-style-type: none"> ○特別保護場所における犯行（被害者が13歳未満である場合） ○身体侵害の程度が重い場合 	<ul style="list-style-type: none"> 場所に開放した場合 ○刑事処罰の前歴なし ○処罰を望まない（被害回復のための真摯な努力を含む）
一般 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○2回以上の執行猶予以上の前科 ○社会的紐帯関係の欠如 ○被害者に心身障害の状態を惹起して犯行を行った場合 ○薬物中毒, アルコール中毒 ○真摯な反省なし ○共犯として主導的役割 ○犯行後の証拠隠蔽または隠蔽を図った 	<ul style="list-style-type: none"> ○同種前科がなく, 執行猶予以上の前科がない ○社会的紐帯関係が明らか ○偶発的犯行 ○授受または隠匿のみをした場合 ○自首 ○真摯な反省 ○被告人が高齢 ○共犯として消極加担 ○犯行後に救護, 後送 ○相当金額の供託 ○被告人の健康状態が極めてよくない ○被告人の拘禁が扶養家族に過度な苦境をもたらす

[執行猶予の参酌事由の定義]

- 量刑因子と同一の執行猶予の参酌事由
 - 一 量刑因子の定義の部分に同じ。
- 前科の期間計算
 - 一 前科の期間は, 執行猶予は判決確定日, 実刑は執行の終了日から, 犯行時までを計算する。
- 組織的, 計画的または専門的犯行
 - 一 次のうち1つ以上に該当する場合を意味する。
 - △略取・誘拐犯罪の実行を目的として組織（犯罪団体に達することを要しない）を構成して, 事前に犯行を謀議し, 役割分担を定めたのち, それに従って犯行を実行した場合
 - △犯行に専門的な装備または技術が使用された場合
 - △高度の知能的な方法を動員して犯行した場合

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準¹⁾

△今まで知られていなかった新種の専門的手法を創出して犯行した場合

△その他これに準ずる場合

○反復的犯行

一犯行内容、処罰前歴および競合犯等を総合的に考慮して、類似な犯行を反復的に犯したものと判断される場合を意味する。

○偶発的犯行

一被害者を誘拐し、または心身微弱の状態に至らせるようにするなど
の犯行の計画または事前準備がなく、犯行意思なしに他の目的により被害者と接触する過程において初めて犯行の意思を持ち犯した犯行を意味する。

[執行猶予の参酌事由の評価原則]

《Ⅱ④に同じ》

3. 詐欺犯罪の量刑基準⁸⁾

詐欺犯罪の量刑基準は詐欺(刑法第347条)、コンピュータ等使用詐欺(第347条の2)、準詐欺(第348条)、常習詐欺(第351条。但し、刑法第347条、第347条の2、第348条の常習犯に限る)、特経法上の詐欺(特経法第3条第1項)の罪を犯した成人(19歳以上)の被告人に対して適用する。

<筆者：参考>

【詐欺(刑法第347条)】

①人を欺罔して財物の交付を受け、又は財産上の利益を取得した者は、10年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

②前項の方法により、第三者をして財物の交付を受けさせ、又は財産上の利益を取得させたときにも前項の刑と同じ。

【コンピュータ等使用詐欺(刑法第347条の2)】

コンピュータ等の情報処理装置に虚偽の情報若しくは不正な命令を入力し、

8) 詐欺犯罪の量刑基準 http://sc.scourt.go.kr/sc/criterion/criterion_10/index_10.html

又は権限無く情報を入力・変更して、情報処理をさせることによって財産上の利益を取得し、又は第三者をして取得させた者は、10年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

【準詐欺(刑法第348条)】

①未成年者の知慮浅薄又は人の心身障害を利用して財物の交付を受け、又は財産上の利益を取得した者は、10年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

②前項の方法により、第三者をして財物の交付を受けさせ、又は財産上の利益を取得させたときにも、前項の刑と同じ。

【常習詐欺(刑法第351条)】⁹⁾

常習として、第347条乃至前条の罪を犯した者は、その罪に定められた刑の2分の1まで加重する。

【特経法上の詐欺(特経法第3条第1項)】

①刑法第347条(詐欺)・第350条(恐喝)・第351条(第347条及び第350条の常習犯に限る)・第355条(横領、背任)又は第356条(業務上の横領及び背任)の罪を犯した者は、その犯罪行為によって取得し、又は第三者をして取得させた財物若しくは財産上の利益の価額(以下、本条において「利得額」という)が5億ウォン以上であるときは、次の区分に従って加重処罰する。

- i. 利得額が5億ウォン以上であるときは、無期又は5年以上の懲役に処する。
- ii. 利得額が5億ウォン以上50億ウォン未満であるときは、3年以上の有期懲役に処する。
- iii. (削除)

[刑種および刑量の基準]

1. 一般詐欺

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	1億ウォン未満	-1年	6月-1年6月	1年-2年6月
2	1億ウォン以上、 5億ウォン未満	10月-2年6月	1年-4年	2年6月-6年
3	5億ウォン以上、 50億ウォン未満	1年6月-4年	3年-6年	4年-7年

9) この量刑基準の対象となるのは、刑法第347条、第347条の2、第348条の常習犯に限られる。

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

4	50億ウォン以上, 300億ウォン未満	3年-6年	5年-8年	6年-9年
5	300億ウォン以上	5年-9年	6年-10年	8年-13年

区分		減輕要素	加重要素
特別 量刑 因子	行為	<ul style="list-style-type: none"> ○未必的故意により欺罔行為を犯した場合、または欺罔行為の程度が弱い場合 ○損害発生危険が大きく現実化されていない場合 ○事実上の圧力等による消極的犯行加担 ○被害者にも犯行の発生または被害の拡大に相当な責任がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定または多数の被害者を対象とし、または相当な期間にわたって反復的に犯行した場合 ○被害者に深刻な被害を惹起した場合 ○犯行手法が極めて良くなく、または裁判手続において法院を欺罔して、訴訟詐欺の犯罪を犯した場合 ○犯罪収益を意図的に隠匿した場合 ○被指揮者に対する教唆
	行為者/ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○聾啞者 ○心身微弱(本人の責任なし) ○自首または内部非理告発 ○処罰を望まない、または相当部分の被害が回復された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○常習犯の場合 ○同種累犯
一般 量刑 因子	行為	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的生計・治療費等の目的がある場合 ○犯罪収益の大部分を消費できず、保有することもできない場合 ○消極加担 	<ul style="list-style-type: none"> ○非難されるに値する犯行動機 ○犯行に対して脆弱な被害者 ○人的信頼関係を利用
	行為者/ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○心身微弱(本人の責任あり) ○真摯な反省 ○刑事処罰の前歴なし ○被害回復のための真摯な努力 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯行後に証拠隠蔽または隠蔽を図った ○異種累犯、累犯に該当しない同種および横領・背任犯罪の実刑前科(執行終了後10年未満)

2. 組織的詐欺

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	1億ウォン未満	1年-2年6月	1年6月-3年	2年6月-4年
2	1億ウォン以上, 5億ウォン未満	1年6月-3年	2年-5年	4年-7年
3	5億ウォン以上, 50億ウォン未満	2年-5年	4年-7年	6年-9年
4	50億ウォン以上, 300億ウォン未満	4年-7年	6年-9年	8年-11年
5	300億ウォン以上	6年-10年	8年-13年	11年以上

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素
特別 量刑 因子	<ul style="list-style-type: none"> ○欺罔行為の程度が弱い場合 ○損害発生危険が大きく現実化されていない場合 ○事実上の圧力等による消極的犯行加担 ○単純加担 ○被害者にも犯行の発生または被害の拡大に相当な責任がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○詐欺犯行を主導的に計画し、またはその実行を指揮した場合 ○不特定または多数の被害者を対象とし、または相当な期間にわたって反復的に犯行した場合 ○被害者に深刻な被害を惹起した場合 ○犯罪収益を意図的に隠匿した場合 ○被指揮者に対する教唆
行為者/ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首、内部非理告発、または詐欺犯行の全貌に関する完全で自発的な開示 ○処罰を望まない、または相当部分の被害が回復された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○常習犯の場合 ○同種累犯

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

一般 量刑 因子	行為	○基本的生計・治療費等の目的がある場合 ○犯罪収益の大部分を消費できず、保有することもできない場合 ○消極加担	○非難されるに値する犯行動機 ○犯行に対して脆弱な被害者 ○人的信頼関係を利用
	行為者／ その他	○心身微弱（本人の責任あり） ○真摯な反省 ○刑事処罰の前歴なし ○被害回復のための真摯な努力	○犯行後に証拠隠蔽または隠蔽を図った ○異種累犯、累犯に該当しない同種および横領・背任犯罪の実刑前科（執行終了後10年未満）

[類型の定義]

1. 一般詐欺

- 第1類型：詐欺犯罪による利得額が1億ウォン未満である場合を意味する。利得額とは、犯罪行為により取得し、または第三者をして取得させた財物または財産上の利益の価額を意味する（以下同じ）。
- 第2類型：詐欺犯罪による利得額が1億ウォン以上、5億ウォン未満である場合を意味する。
- 第3類型：詐欺犯罪による利得額が5億ウォン以上、50億ウォン未満である場合を意味する。
- 第4類型：詐欺犯罪による利得額が50億ウォン以上、300億ウォン未満である場合を意味する。
- 第5類型：詐欺犯罪による利得額が300億ウォン以上である場合を意味する。

2. 組織的詐欺

- 多数人が役割を分担し、詐欺犯行を目的として、事前に緻密に計画して、組織的で専門的に犯行を犯した場合を意味する（例を挙げると、電話金融詐欺団の電話金融詐欺、詐欺賭博団の詐欺賭博、保険詐欺団

の保険詐欺、土地詐欺団の土地詐欺、組織的な国家補助金詐欺、企画または活動に主導的に関与した者の多段階詐欺等)。

○第1類型ないし第5類型の定義は一般詐欺のそれと同一である。

[量刑因子の定義]

ア. 欺罔行為の程度が弱い場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 不作為による欺罔行為によって騙取した場合(元来、補助金を受け取る権利があったが、事情の変更によりその権利が消滅したにもかかわらず、これを知らせずに継続して補助金の交付を受けた場合、継続的な金銭取引の中間で事業上生じた問題を告知せずに、継続して金銭取引をした場合等、事件において問題となった取引行為の初期には欺罔行為がなかったが、後になって欺罔行為があることとなった場合、保険契約において告知義務を履行しない不作為の欺罔行為をした場合等)
- 消極的な欺罔行為によって騙取した場合(被害者の錯誤状態に便乗して欺罔行為をした場合等)
- 法律行為の重要部分でない事項に対して欺罔行為をした場合
- 欺罔の内容が実体的な事実関係に符合しない程度が軽微な場合
- その他これに準ずる場合

イ. 損害発生の危険が大きく現実化されていない場合

○損害額の約3分の1以下のみが現実的な損害として確定された場合

ウ. 被害者にも犯行の発生または被害の拡大に相当な責任がある場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 被害者が向後の不当な利得を狙い、または短期間に高収益を得ようとする荒唐無稽な欲によって、常識に反する程度の欺罔行為に騙された場合
- 不法的な資金によって運用されていることを知りつつ大きな規模の利得を得た被害者が、被告人に財物を交付した場合

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

—被害者の非合法的な利潤追求の意図または動機が，犯行を惹起し，
または容易にさせた場合

—その他これに準ずる場合

エ．被害者に深刻な被害を惹起した場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合であって，被告人が予見しており，
または予見することができた場合を意味する。

—被害者の会社が，資金のやりくりがつかなくなり，破産し，または
深刻な経営危機に際した場合

—被害者の会社の信頼の墜落により株価が暴落した場合

—連鎖不渡りを惹起した場合

—被害者が大部分の財産を喪失させた場合

—その他これに準ずる場合

オ．犯行手法が極めて良くない場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

—犯行の手段と方法を事前に緻密に計画した場合

—金融，証券，貿易，会計等の専門職従事者が職業遂行の機会を利用
して犯行した場合

—帳簿操作，文書偽造等の方法を積極的に動員して犯行した場合

—高度の知能的方法を動員して犯行した場合

—今まで知られていなかった新種の専門的手法を創出して犯行した場合

—その他これに準ずる場合

※詐欺犯罪を犯すにあたって文書の偽造または変造の犯行が随伴した場
合には，多数犯罪として取り扱わず，文書に関する犯行を量刑因子と
してのみ取り扱う。

カ．犯罪収益を意図的に隠匿した場合

○犯罪の収益を意図的に隠匿して，被害の回復に支障を招来し，または
被害の回復をしていない場合を意味する。

キ．内部非理告発

○構造的非理に加担してきた被告人が犯罪を断絶させようとする自発的

動機において内部非理を告発したために、捜査が開始された場合を意味する。

ク. 相当部分の被害が回復された場合

○損害額の約3分の2以上が被害回復され、または回復されることが確実視されている場合を意味する。

ケ. 非難されるに値する犯行動機

○動機において特に非難されるに値する事由がある詐欺犯行である場合であって、次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

—賭博等、不法的な目的に直接使用する場合

—他の犯行を実行するための資金を用意する場合

—被害者に報復を加え、または被害者を苦しめるための意図からその財産を騙取した場合

—組織暴力集団間の勢力争いにおいて、優勢を占めるために相手側の財産を騙取した場合

—その他これに準ずる場合

コ. 単純加担

○全体的または部分的に組織的な詐欺犯罪を主導・計画・指示せず、極めて単純な実行行為のみを分担した場合を意味する。

[量刑因子の評価原則]

1. 刑量範囲の決定方法

《Ⅱ①に同じ》

(①に但書あり(ただし、処罰を望んでいない被害者の意思は行為因子と同等に評価することができる。))

2. 宣告刑の決定方法

《Ⅱ①に同じ》

[共通原則]

1. 量刑基準上の勧告する刑量範囲の特別調整

《Ⅱ②に同じ》

2. 量刑基準上の勧告する量刑範囲と法律上の処断刑範囲との関係

《Ⅱ②に同じ》

3. 法律上の任意的減輕事由の処理方法

《Ⅱ②に同じ》

[多数犯罪の処理基準]

1. 適用範囲

《Ⅱ③に同じ》

2. 基本犯罪の決定

《Ⅱ③に同じ》

3. 同種競合犯の処理方法

○一般詐欺犯罪間の同種競合犯または組織的詐欺犯罪間の同種競合犯に対しては、以下の処理方法を適用する。

①一般詐欺犯罪間の競合犯または組織的詐欺犯罪間の競合犯に関しては、利得額を合算した金額を基準として類型を決定するが、その類型中で諸般の事情を考慮して適正であると判断される量刑範囲の領域を選択する。

②ただし、合算の結果、最も重い単一犯罪より類型が1段階高くなる場合には、量刑範囲の下限の3分の1を減輕し、最も重い単一犯罪より類型が2段階以上高くなる場合には量刑範囲の下限の2分の1を減輕するが、最も重い単一犯罪に適用される類型の量刑範囲の下限を限度とする。

○一般詐欺犯罪と組織的詐欺犯罪間の競合犯に関しては、下記の「異種競合犯の処理方法」の例による。

※一般詐欺犯行と組織的詐欺犯行が常習詐欺の一罪を構成する場合には、諸般の事情を考慮して、一般詐欺犯罪と組織的詐欺犯罪のうち一つを選択したのち、同種競合犯の処理方法を適用する。

4. 異種競合犯の処理方法

- 異種競合犯に対しては、量刑基準上、一つの犯罪として取り扱われる場合以外には、以下の多数犯罪の加重方法を適用する。
 - ① 2個の競合犯においては、基本犯罪の量刑範囲の上限に競合犯罪の量刑範囲の上限の2分の1を合算して量刑範囲を定める。
 - ② 3個以上の競合犯においては、基本犯罪の量刑範囲の上限に競合犯罪中で量刑範囲上元が最も高い犯罪の量刑範囲の上限の2分の1、2番めに高い犯罪の量刑範囲の上限の3分の1を合算して量刑範囲を定める。
 - ③ 基本犯罪の量刑範囲の下限より競合犯罪の量刑範囲の下限が高い場合には、多数犯罪処理結果による量刑範囲の下限は競合犯罪の量刑範囲の下限とする。
- ただし、一般詐欺犯罪間の同種競合犯または組織的詐欺犯罪間の同種競合犯が含まれている場合には、まず上記各同種競合犯に対する処理方法を適用して算出した各量刑範囲を基準として、上記多数犯罪の加重方法を適用する。

[執行猶予基準]

区分	否 定 的	肯 定 的
主要 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○同種前科（5年以内の、執行猶予以上または3回以上罰金） ○犯罪収益を意図的に隠匿した場合 ○犯行手法が極めて良くない場合 ○未合意 ○実質的な損害の規模が相当に大きく、または被害者に深刻な被害を惹起した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○未必的故意により欺罔行為を犯した場合、または欺罔行為の程度が弱い場合 ○事実上の圧力等による消極的犯行加担 ○単純加担（組織的詐欺類型） ○自首または内部非理告発 ○実質的損害の規模が相当に小さく、または相当部分の被害の回復がされた場合 ○処罰を望まない ○刑事処罰の前歴なし

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

<p>一般 参酌 事由</p>	<p>○同種前科があり、または2回以上の執行猶予以上の前科 ○非難されるに値する動機 ○社会的紐帯関係の欠如 ○真摯な反省なし ○共犯として主導的役割 ○不特定または多数の被害者を対象とし、または相当な期間にわたって反復的に犯行した場合 ○犯行による対価を約束・授受した場合 ○犯行後に証拠隠蔽または証拠の隠蔽を図った ○被害回復の努力なし</p>	<p>○基本的生計・治療費等の目的がある場合 ○社会的紐帯関係が明らか ○真摯な反省 ○執行猶予以上の前科なし ○参酌される動機 ○被告人が高齢 ○共犯として消極加担 ○犯行収益の大部分を消費することができず、保有することもできなかった場合 ○相当金額の供託、一部被害回復、真摯な被害回復の努力 ○損害発生の危険が大きく現実化されていない場合 ○被告人の健康状態が極めてよくない ○被告人の拘禁が扶養家族に過度な苦境をもたらす</p>
-------------------------	--	---

[執行猶予の参酌事由の定義]

- 量刑因子と同一の執行猶予の参酌事由
 - 一 量刑因子の定義の部分に同じ。
- 前科の期間計算
 - 一 前科の期間は、執行猶予は判決確定日、実刑は執行の終了日から、犯行時までを計算する。
- 実質的損害の規模が相当に大きい場合
 - 一 被害者に深刻な被害を惹起してはいないが、最終的に回復されていない損害額が5億ウォンを超過する場合を意味する。
- 実質的損害の規模が相当に小さい場合
 - 一 最終的に回復されていない損害額が5,000万ウォン未満である場合を意味する。

[執行猶予の参酌事由の評価原則]

《Ⅱ④に同じ》

4. 窃盗犯罪の量刑基準¹⁰⁾

窃盗犯罪の量刑基準は窃盗(刑法第329条), 夜間住居侵入窃盗(第330条), 特殊窃盗(第331条), 常習・累犯窃盗(特加法第5条の4第1項, 第2項, 第5項, 第6項), 林産物等窃盗(山林資源の造成及び管理に関する法律第73条第1項, 第3項, 山林保護法第54条第1項, 特加法第9条第1項, 第2項), 山林文化資産窃盗(山林文化・休養に関する法律第35条第2項), 文化財窃盗(文化財保護法第92条第1項, 第2項)の罪を犯した成人(19歳以上)の被告人に対して適用する。

<筆者: 参考>

【窃盗(刑法第329条)】

他人の財物を窃取した者は, 6年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

【夜間住居侵入窃盗(刑法第330条)】

夜間に人の住居, 看守する邸宅, 建造物若しくは船舶又は占有している房室に侵入して他人の財物を窃取した者は, 10年以下の懲役に処する。

【常習・累犯窃盗(特加法第5条の4第1項, 第2項, 第5項, 第6項)】

①常習的に, 刑法第329条から第331条までの罪又はその未遂罪を犯した者は, 無期又は3年以上の懲役に処する。

②5名以上が共同して, 第1項の罪を犯した者は, 無期又は5年以上の懲役に処する。

⑤刑法第329条から第331条まで, 第333条から第336条まで, 及び第340条・第362条の罪並びにその未遂罪により, 3回以上懲役刑を受けた者が再びこれらの罪を犯して累犯として処罰する場合には, 第1項から第4項までの刑の通りの刑に処する。

⑥第1項又は第2項の罪により, 2回以上実刑の宣告を受け, その執行が終了し, 又は免除されたのち3年以内に再び第1項又は第2項の罪を犯した場合には, その罪に対して定められた短期の2倍まで加重する。

10) 窃盗犯罪の量刑基準 http://sc.scourt.go.kr/sc/criterion/criterion_11/index_10.html

【林産物等窃盗（山林資源の造成及び管理に関する法律第73条第1項、第3項、山林保護法第54条第1項、特加法第9条第1項、第2項）】

山林資源の造成及び管理に関する法律第73条

①山林において、その産物（造林された苗木を含む。以下本条において同じ）を窃取した者は、7年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

③第1項の罪を犯した者が次の各号のいずれか1つに該当する場合には、1年以上10年以下の懲役に処する。

- i. 採種林又は試験林において、その産物を窃取し、又は秀型木を窃取した場合
- ii. 主根を採種した場合
- iii. 賊物を運搬するために、車両若しくは船舶を使用し、又は運搬・造材の設備をした場合
- iv. 立木又は竹を伐採し、若しくは山林の産物を掘取、又は採取する権利を行使する機会を利用して窃取した場合
- v. 夜間に窃取した場合

山林保護法第54条

①保護樹を窃取し、又は山林保護区域においてその産物を窃取した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

特加法第9条

①山林資源の造成及び管理に関する法律第73条第1項・第2項及び第74条に規定された罪を犯した者は、次の各号の区分に従って加重処罰する。

- i. 林産物の原産地の価格が1千万ウォン以上であり、又は山林の毀損面積が5万平方メートル以上である場合には、無期又は5年以上の懲役に処する。
- ii. 林産物の原産地の価格が100万ウォン以上1千万ウォン未満であり、又は山林の毀損面積が5千平方メートル以上5万平方メートル未満である場合には、3年以上の有期懲役に処する。

②山林資源の造成及び管理に関する法律第71条、第73条第3項及び山林保護法第53条第2項・第3項及び第5項に規定された罪を犯した者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

【山林文化資産窃盗（山林文化・休養に関する法律第35条第2項）】

②指定山林文化資産を窃取した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

【文化財窃盗（文化財保護法第92条第1項、第2項）】

①国家指定文化財（重要無形文化財は除外する）を損傷、窃取若しくは隠匿又はその他の方法により、その効用を害した者は、3年以上の有期懲役に処する。

- ②次の各号のいずれか1つに該当する者は、2年以上の有期懲役に処する。
- i. 第1項に規定された物の外の指定文化財又は仮指定文化財（建造物は除外する）を損傷、窃取若しくは隠匿又はその他の方法により、その効用を害した者
 - ii. 一般動産文化財であることを知って、一般動産文化財を損傷、窃取若しくは隠匿、又はその他の方法により、その効用を害した者

[刑種および刑量の基準]

1. 一般財産に対する窃盗

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	放置物等窃盗	-6月	4月-8月	6月-1年
2	一般窃盗	4月-10月	6月-1年6月	10月-2年
3	対人窃盗	6月-1年	8月-2年	1年-3年
4	侵入窃盗	8月-1年6月	1年-2年6月	1年6月-4年

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素	
特別 量刑 因子	行為	○犯行の加担に特に参酌されるに値する事由がある場合 ○生計型犯罪 ○室内の住居空間以外の場所に侵入した場合（4類型）	○凶器を携帯した場合または夜間損壊住居侵入または夜間損壊建造物等侵入（4類型） ○犯行を組織的に分担して行った場合 ○個人的被害または社会的被害が相当に重く、その被害が回復されていない場合 ○被指揮者に対する教唆
	行為者／ その他	○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首 ○処罰を望まない	○特加（累犯）に該当しない同種累犯
一般 量刑 因子	行為	○消極加担	○2人以上合同した場合 ○山林文化・休養に関する法律第35条第2項、山林保護法第54条第1項に該当する場合

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

一般 量刑 因子	行為者/ その他	○相当部分の被害が回復された 場合 ○心身微弱（本人の責任あり） ○真摯な反省 ○刑事処罰の前歴なし	○特加（累犯）に該当しない異 種累犯、累犯に該当しない同 種前科（執行終了後10年未満）
----------------	-------------	--	--

2. 特別財産に対する窃盜

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	価値が高い財産	1年-2年6月	1年6月-3年	2年6月-4年
2	価値が極めて高い 財産	1年6月-3年	2年-4年	3年-6年

○2類型中、特加法第9条第1項第1号または第9条第2項に該当する
場合には、量刑範囲の上限と下限を1.5倍加重

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素	
特別 量刑 因子	行為	○犯行の加担に特に参酌される に値する事由がある場合 ○特別財産に対する窃盜を意図 していなかった場合	○凶器を携帯した場合 ○被指揮者に対する教唆
	行為者/ その他	○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首 ○処罰を望まない	○特加（累犯）に該当しない同 種累犯
一般 量刑 因子	行為	○消極加担	○2人以上合同した場合
	行為者/ その他	○相当部分の被害が回復された 場合 ○心身微弱（本人の責任あり） ○真摯な反省 ○刑事処罰の前歴なし	○特加（累犯）に該当しない異 種累犯、累犯に該当しない同 種前科（執行終了後10年未満）

3. 常習・累犯窃盗

類型	区分	減輕	基本	加重
1	一般常習・累犯窃盗	1年6月-3年	2年-4年	3年-6年
2	共同常習・累犯窃盗	2年6月-4年	3年-5年	4年-7年

○特加法第5条の4第6項に該当する場合には、刑量範囲の上限と下限を1.5倍加重

区分	減輕要素	加重要素
特別 量刑 因子	行為	○犯行の加担に特に参酌されるに値する事由がある場合
	行為者／ その他	○聾啞者 ○心身微弱(本人の責任なし) ○自首 ○処罰を望まない
一般 量刑 因子	行為	○凶器を携帯した場合 ○2人以上合同した場合 ○住居侵入または施錠装置等を損壊した後侵入
	行為者／ その他	○相当部分の被害が回復された場合 ○心身微弱(本人の責任あり) ○真摯な反省

[類型の定義]

1. 一般財産に対する窃盗

ア. 第1類型(放置物等窃盗)

○身体に対する危険性がほとんど無く、または低く、占有の程度が緩く、または弱く、財物の価値が軽微で、占有の侵害または排除の程度が弱い窃盗であって、次に該当する場合を意味する。

- 一屋外放置物の持ち去り
- 一商店に陳列された商品の持ち去り
- 一その他これに準ずる場合

イ. 第2類型（一般窃盗）

○第1類型，第3類型，第4類型に該当しない窃盗を意味する。

ウ. 第3類型（対人窃盗）

○他人がその身体の範囲内に占有している物を一定の手法を利用して直接，持ち去る窃盗であって，次に該当する場合を意味する。

- 一ひったくり：他人の所持品を素早く取って走り去る方法によって窃取すること
- 一すり：多くの人を利用する場所において，他人には気づかれないようにその所持品を窃取すること
- 一ブチュクッペギ¹¹⁾（アリランチギ¹²⁾）：道端に倒れている酒に酔った人を対象としてその所持品を窃取すること
- 一その他これに準ずる場合

エ. 第4類型（侵入窃盗）

○人の住居，看守する邸宅，建造物もしくは船舶または占有する房室に侵入して行う窃盗を意味する。

※夜間でない場合，住居侵入罪と窃盗罪の実体的競合犯に該当するが，「侵入窃盗」の犯罪類型として分類し，多数犯罪として取り扱わない。

2. 特別財産に対する窃盗

ア. 第1類型（価値が高い財産）

○社会的・文化的・経済的な価値が高い財産に対する窃盗であって，次に該当する場合を意味する。

- 一文化財保護法第92条第2項の窃盗

11) 辞書によれば，「酒に酔った人を助けてあげるふりをしつつ，ポケットに入っている物を取って行く，すりの手法」である（国立国語院標準国語大辞典）。

12) 辞書によれば，「道端に倒れている酔客を対象として，すりをする行為」である（NAVER 国語辞典）。

- 金融機関(特経法第2条第1号が規定する金融機関)が保有する現金、有価証券または貴金属等に対する窃盗
- 短期に価格が急騰し、または品薄・品切れ現象が発生した物に対する窃盗
- 重要な産業技術または企業秘密に関連する資料に対する窃盗

イ. 第2類型(価値が極めて高い財産)

- 社会的・文化的・経済的な価値が極めて高い財産に対する窃盗であって、次に該当する場合を意味する。
 - 文化財保護法第92条第1項の窃盗
 - 林産物窃盗中、特加法第9条第1項第2号に該当する窃盗
 - 送油管(送油管安全管理法が規定する送油管)内の石油窃盗
 - 林産物窃盗中、特加法第9条第1項第1号または第9条第2項に該当する場合
 - 流出された場合に、当該企業の興亡または当該分野の版図¹³⁾が変わる程度に、極めて重要な産業技術または企業秘密に関連する資料に対する窃盗

3. 常習・累犯窃盗

ア. 第1類型(一般常習・累犯窃盗)

- 特加法第5条の4第1項に該当する場合
- 特加法第5条の4第5項に該当し、同条第1項の刑によって処罰する場合
- 特加法第5条の4第6項に該当し、同条第1項の刑を加重して処罰する場合

イ. 第2類型(共同常習・累犯窃盗)

- 特加法第5条の4第2項に該当する場合
- 特加法第5条の4第5項に該当し、同条第2項の刑によって処罰する

13) 業界における勢力範囲、業界シェアをいうものと思われる

場合

- 特加法第5条の4第6項に該当し、同条第2項の刑を加重して処罰する場合

[量刑因子の定義]

ア. 犯行の加担に特に参酌されるに値する事由がある場合

- 次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 他人の強圧または脅迫等によって強要された状態において犯行に加担した場合（刑法第12条に該当する場合は除外）
- 犯行を単純に共謀したのみで、犯行を主導せず、実行行為を直接分担もしない場合
- その他これに準ずる場合

イ. 生計型犯行

- 次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 窮乏した家計状況から抜け出すための場合
- 治療費、学費等を用意するための場合
- その他これに準ずる場合

ウ. 室内の住居空間以外の場所に侵入した場合（第4類型）

- 第4類型（侵入窃盗）中「室内の住居空間（被害者が継続的・反復的・日常的に居住し、被害者またはその家族と無関係な外部の者が容易に出入りすることができない空間）」以外の場所に侵入して窃盗を行った場合を意味する。

エ. 犯行を組織的に分担して行った場合

- 窃盗犯罪の実行を目的として、組織（犯罪団体に達することを要しない）を構成して、事前に犯行を謀議し役割分担を定めたのち、それに従って犯行を実行した場合を意味する。

オ. 個人的被害または社会的被害が相当に重く、その被害が回復されていない場合

- 「個人的被害が相当に重い場合」とは次の要素中1つ以上に該当する

場合を意味する。

—高価な骨董品，貴金属，高額の有価証券，高額の現金等を窃取し，被害者に相当に重い被害（被害者の被害品に対する主観的価値，派生的な損害等も総合的に考慮）をこうむらせた場合

—その他これに準ずる場合

○「社会的被害が相当に重い場合」とは次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

—特別財産に対する窃盗に該当しないが，窃盗によって相当に重い社会的被害を惹起した場合

—その他これに準ずる場合

カ．消極加担

○被告人が受動的に参与し，または犯行の遂行に消極的な役割のみを担当した場合を意味する。

○ただし，実質的に犯行を主導し，他人をして犯行を実現させた場合は除外する。

キ．2人以上合同した場合

○2人以上が合同して犯した犯行であって，「犯行を組織的に分担して行った場合」に達しない場合を意味する。

ク．山林文化・休養に関する法律第35条第2項，山林保護法第54条第1項に該当する場合

○指定山林文化資産を窃取した場合

○保護樹を窃取し，または山林保護区域において産物を窃取した場合

ケ．特別財産に対する窃盗を意図していなかった場合

○特別財産が一般的に所在する場所とは無関係な所で，特別財産に対する認識または窃取の目的がない窃盗犯行の機会に偶然に特別財産に該当する物品を窃取することとなった場合を意味する。

コ．特殊な手法，道具または組織を利用した犯行を反復して行った場合

○次のうち1つ以上に該当する犯行を反復して行った場合を意味する。

—被害品の物色または被害品に対する占有の取得・運搬等において，

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

単純に監視の不徹底等を利用したものではなく、一定の手法または技術等を利用した場合

—一般的には簡単に移動することができない被害品を窃取するために道具を使用した場合

—窃盗犯罪の実行を目的として、組織（犯罪団体に達することを要しない）を構成して、事前に犯行を謀議し役割分担を定めたのち、それに従って犯行を実行した場合を意味する。

[量刑因子の評価原則]

1. 量刑範囲の決定方法

《Ⅱ①に同じ》

(①に但書あり（ただし、処罰を望んでいない被害者の意思は行為因子と同等に評価することができる）)

2. 宣告刑の決定方法

○宣告刑は上記1項によって決定された量刑範囲内において一般量刑因子と特別量刑因子を総合的に考慮して決定する。

[共通原則]

1. 量刑基準上の勧告する量刑範囲の特別調整

《Ⅱ②に同じ》

2. 量刑基準上の勧告する量刑範囲と法律上の処断刑範囲との関係

《Ⅱ②に同じ》

3. 法律上の任意的減輕事由の処理方法

《Ⅱ②に同じ》

[多数犯罪の処理基準]

1. 適用範囲

《Ⅱ③に同じ》

2. 基本犯罪の決定

《Ⅱ③に同じ》

3. 処理方法

《Ⅱ③に同じ》

[執行猶予基準]

区分	否 定 的	肯 定 的
主要 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的または専門的犯行 ○反復的犯行 ○凶器を携帯した場合または夜間損壊住居侵入または夜間損壊建造物等侵入 ○同種前科（5年以内の、執行猶予以上または3回以上罰金） ○個人的被害または社会的被害が相当に重い ○被害者回復なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○共犯の犯行の遂行阻止し、または困難にする試みを図った ○犯行の加担に特に参酌される事由がある場合 ○生計型犯罪 ○刑事処罰の前歴なし ○処罰を望まない（自己の意思による被害回復または被害回復のための真摯な努力を含む）
一般 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○2回以上の執行猶予以上の前科 ○社会的紐帯関係の欠如 ○薬物中毒またはアルコール中毒 ○真摯な反省なし ○共犯として主導的役割 ○犯行後に証拠隠蔽または証拠の隠蔽を図った 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が軽微 ○執行猶予以上の前科なし ○社会的紐帯関係が明らか ○自首 ○真摯な反省 ○被告人が高齢 ○共犯として消極加担 ○被告人の健康状態が極めてよくない ○被告人の拘禁が扶養家族に過度な苦境をもたらす

[執行猶予の参酌事由の定義]

○量刑因子と同一の執行猶予の参酌事由

一 量刑因子の定義の部分に同じ。

○前科の期間計算

一 前科の期間は、執行猶予は判決確定日、実刑は執行の終了日から、

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準¹⁴⁾

犯行時までを計算する。

○反復的犯行

—犯行内容、処罰前歴および競合犯等を総合的に考慮して、類似な犯行を反復的に犯したものと判断される場合を意味する。

[執行猶予の参酌事由の評価原則]

《Ⅱ④に同じ》

5. 公文書犯罪の量刑基準¹⁴⁾

公文書犯罪の量刑基準は公文書等偽造・変造（刑法第225条）、資格冒用による公文書等作成（第226条）、虚偽公文書作成・変改（第227条）、公電磁記録偽作・変作（第227条の2）、公正証書原本不実記載（第228条第1項）、上記文書等の行使（第229条）、公文書等の不正行使（第230条）の罪を犯した成人（19歳以上）の被告人に対して適用する。

<筆者：参考>

【公文書等偽造・変造（刑法第225条）】

行使する目的で、公務員又は公務所の文書又は図画を偽造又は変造した者は、10年以下の懲役に処する。

【資格冒用による公文書等作成（刑法第226条）】

行使する目的で、公務員又は公務所の資格を冒用して、文書又は図画を作成した者は、10年以下の懲役に処する。

【虚偽公文書作成・変改（刑法第227条）】

公務員が行使する目的で、その職務に関して文書又は図画を虚偽に作成し、又は変改したときは、7年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

【公電磁記録偽作・変作（刑法第227条の2）】

事務処理を誤らせる目的で、公務員又は公務所の電磁記録等の特殊媒体記録を偽作又は変作した者は、10年以下の懲役に処する。

【公正証書原本不実記載（刑法第228条第1項）】

14) 公文書犯罪の量刑基準 http://sc.scourt.go.kr/sc/criterion/criterion_12/index_10.html

①公務員に対して虚偽の申告をして、公正証書原本又はこれと同一の電磁記録等の特殊媒体記録に不実の事実を記載又は記録させた者は、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の懲役に処する。

【上記文書等の行使(刑法第229条)】

第225条乃至第228条の罪によって作られた文書、図画、電磁記録等の特殊媒体記録、公正証書原本、免許証、許可証、登録証又は旅券を行使した者は、その各罪に定められた刑に処する。

【公文書等の不正行使(刑法第230条)】

公務員又は公務所の文書又は図画を行使した者は、2年以下の懲役若しくは禁錮又は500万ウォン以下の罰金に処する。

[刑種および刑量の基準]

1. 公文書等の偽造・変造等の場合

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	非営利的・非組織的	4月-1年	8月-2年	1年6月-3年
2	営利的または組織的	1年-2年6月	1年6月-3年	2年6月-5年

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素
特別 量刑 因子	<ul style="list-style-type: none"> ○犯行の加担または犯行動機に特に参酌される事由がある場合 ○犯罪の究極的な目的を達成することができず、社会的危険が現実化されなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○偽・変造の組織の“かしら”，幹部，専門偽・変造技術者，これらの者と直接連結した斡旋・伝達を担当する責任者の地位にある場合(2類型) ○多量の文書を反復的に偽・変造をした場合 ○犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合 ○被指揮者に対する教唆
行為者/ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○聾啞者 ○心身微弱(本人の責任なし) ○自首 	<ul style="list-style-type: none"> ○同種累犯(私文書犯罪を含む)

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

一般 量刑 因子	行為	○消極加担 ○変造部分が文書全体において占める比重が大して高くない場合 ○公正証書原本不実記載または同行使の場合	○専門偽・変造犯、斡旋責任者等に依頼した場合 ○偽・変造等を行った者が当該偽・変造された文書を行使した場合 ○判決文、旅券等、社会的に公信力が大きい重要な文書の偽・変造(ただし、犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合は除外) ○専門偽・変造装備(カラープリンター、スキャナー等)を使用した場合
	行為者/ その他	○刑事処罰の前歴なし ○真摯な反省	○異種累犯、累犯に該当しない同種前科(私文書犯罪を含む)

2. 虚偽公文書の作成・変改の場合

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	消極的目的	- 8月	4月-10月	8月-1年6月
2	積極的目的	6月-1年6月	8月-2年	1年6月-2年6月

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素
特別 量刑 因子	○犯行の加担または犯行の動機に特に参酌される事由がある場合 ○犯行によって得た利益、またはこれによって発生した社会的・経済的な弊害が軽微な場合	○組織的な犯行に加担した場合 ○犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合 ○被指揮者に対する教唆
行為者/ その他	○聾啞者 ○心身微弱(本人の責任なし) ○自首	○5年以内の同種の前科(私文書犯罪を含む)または懲戒前歴 ○利得の隠蔽または被害回復の妨害

一般 量刑 因子	行為	○消極加担	○虚偽公文書の作成・変改を行なった者が当該文書行使した場合
	行為者／ その他	○長期間、特別な懲戒がなく、 誠実に勤務（表彰の受賞等考慮） ○真摯な反省	○犯行後の証拠隠蔽、または隠蔽を図った ○異種累犯、累犯に該当しない 同種前科（私文書犯罪を含む）

3. 公文書等の不正行使の場合

区 分	減 軽	基 本	加 重
公文書等の不正行使	- 6月	4月-10月	6月-1年6月

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素	
特別 量刑 因子	行為	○生計の維持のための意図	○犯行の目的を達成した場合（軽微でない不法な利得であること） ○公務員の資格を詐称した場合 ○被指揮者に対する教唆
	行為者／ その他	○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首	○同種累犯
一般 量刑 因子	行為	○犯罪の究極的な目的を達成することができず、社会的危険が現実化されなかった場合	○不正行使した公文書を不法的に取得した場合（別途、犯罪となる場合は除外）
	行為者／ その他	○刑事処罰の前歴なし ○国外追放が予想される場合 ○真摯な反省	○異種累犯、累犯に該当しない 同種前科（私文書犯罪を含む）

[類型の定義]

1. 公文書等の偽造・変造等の場合

ア. 第1類型（非営業的・非組織的）：非営業的・非組織的な偽造・変

造行為等

— 第2類型に該当しない偽造・変造行為等

イ. 第2類型（営業的または組織的）：営業的または組織的な偽造・変造行為等

— 営業的または組織的とは、偽造・変造行為を業とし行い、または“かしら”・斡旋責任者・伝達責任者等の組織を備えた場合を意味する。

○以下の構成要件および適用法条に該当する行為を意味する（以下同じ）。

構成要件	適用法条
公文書等の偽造・変造および同行使	刑法第287条, 第229条
資格冒用による公文書等作成および同行使	刑法第226条, 第229条
公電磁記録偽作・変作および同行使	刑法第227条の2, 第229条
公正証書原本不実記載および同行使	刑法第228条第1項, 第229条

2. 虚偽公文書の作成・変改の場合

ア. 第1類型（消極的目的）：職務上の便宜，便法的な職務遂行，職務上の過失の隠蔽等，消極的な目的による行為

— 現地の確認なしに，それに関する虚偽の公文書を作成した場合

— 補助者が行った行為を監督者が直接担当したものとして公文書を作成した場合

— 職務上の過失等を隠蔽するための場合

イ. 第2類型（積極的目的）：利益を取得する積極的な目的による行為

— 虚偽の捜査・取調書類の作成

— 被監督者に対する便宜の提供

— 利益の獲得または意図により虚偽公文書作成

— その他これに準ずる場合

構成要件	適用法条
虚偽公文書作成・変改および同行使	刑法第227条, 第229条

3. 公文書等の不正行使の場合

構成要件	適用法条
公文書等不正行使	刑法230条

[量刑因子の定義]

1. 公文書等の偽造・変造等の場合

ア. 犯行の加担または犯行動機に特に参酌されるに値する事由がある場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

—他人の強圧または脅迫等によって強要された状態において犯行に加担した場合（刑法第12条に該当する場合は除外）

—犯行を単純に共謀したのみで，犯行を主導せず，実行行為を直接分担もしない場合

—犯行動機が単純な好奇心または誇示する目的である場合

—不法的な利得取得を目的とせず，または軽微な不法的な利得取得のみを目的とした場合

—その他これに準ずる場合

イ. 犯罪の究極的な目的を達成することができず，社会的危険が現実化されなかった場合

—犯行を通して意図した目的を最終的に達成することができず，犯行によって発生する憂慮があった社会的・経済的弊害が究極的に発生しなかった場合を意味する。

ウ. 偽・変造の組織の“かしら”，幹部，専門偽・変造技術者，これらの者と直接連結した斡旋・伝達を担当する責任者の地位にある場合

○被告人が組織的犯罪において，組織の重要な地位にある，実質的な“かしら”，幹部，専門偽・変造技術者，組織の中間幹部級以上の斡旋・

伝達担当責任者である場合を意味する。

エ. 犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合

○犯行によって大規模な経済的損失を惹起し、または大規模な利得を取得し、または多くの被害者を量産するなど、社会的・経済的な秩序を攪乱して、その弊害が重大で深刻な場合を意味する。

オ. 消極加担

○被告人が受動的に参与し、または犯行の遂行に消極的な役割のみを担当した場合を意味する。

○ただし、実質的に犯行を主導し、他人をして犯行を実行させた場合は除外する。

カ. 変造部分が文書全体において占める比重が大して高くない場合

○重要な法律関係に関する部分でない変造行為を意味する（例を挙げると、権利の消滅と関連しない単純な日付の変造等）。

キ. 専門偽・変造犯、斡旋責任者等に依頼した場合

○被告人は専門偽・変造犯ないし偽・変造団の構成員ではないが、専門的な偽・変造犯ないし斡旋責任者等、偽・変造団の構成員に依頼して文書を偽・変造した場合を意味する（例を挙げると、インターネットサイトを通して、偽・変造専門家に対価を与え偽・変造を依頼し、または偽・変造団の斡旋責任者等を通して、偽・変造を依頼した場合等）

ク. 判決文、旅券等、社会的に公信力が大きい重要な文書の偽・変造（ただし、犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合は除外）

○偽・変造の対象となった文書が判決文、旅券、重要な地位に関する身分証明書、特許証、印鑑証明書等、社会的に公信力が大きく、重要な法律関係ないし事実関係を証明する書類である場合を意味する（ただし、偽・変造によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合に該当するときには、別途、一般量刑因子として考慮しない）。

2. 虚偽公文書の作成・変改の場合

ア. 犯行の加担または犯行動機に特に参酌されるに値する事由がある場

合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 他人の強圧または脅迫等によって強要された状態において犯行に加担した場合(刑法第12条に該当する場合は除外)
- 犯行を単純に共謀したのみで、犯行を主導せず、実行行為を直接分担もしない場合
- 犯行動機が単純な好奇心または誇示する目的である場合
- 不法的な利得取得を目的とせず、または軽微な不法的な利得取得のみを目的とした場合
- 従前の担当者、周囲の類似業務の担当者らの間において、慣行的に継続してきた公務遂行方式に、漫然と従った場合
- その他これに準ずる場合

イ. 組織的犯行に加担した場合

○外部の犯罪組織の組織的犯行に加担して、虚偽公文書作成・変改を犯した場合を意味する。

ウ. 犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 捜査機密の漏洩によって深刻な捜査妨害の結果を招来する場合
- 無辜な者が刑事処罰または懲戒処分を受けた場合
- 虚偽公文書によって行政措置または許認可が行われ、それによって相当な弊害が発生した場合
- その他これに準ずる場合

3. 公文書等の不正行使の場合

ア. 公務員の資格を詐称した場合

○公文書の不正行使を通して、公務員の資格を詐称することによって、公務員資格詐称罪¹⁵⁾が成立する場合を意味する。

15) 刑法118条【公務員資格の詐称】「公務員の資格を詐称して、その職権を行使した者は3年以下の懲役または700万ウォン以下の罰金に処する。」

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

※公文書不正行使を通して、公務員の資格を詐称した場合には、多数犯罪として取り扱わず、公務員資格詐称の犯行を量刑因子としてのみ取り扱う。

イ. 不正行使した公文書を不法的に取得した場合（別途、犯罪となる場合は除外）

○不正行使の目的となる公文書を不法的な方法によって取得した場合のうち、取得行為が別途の犯罪として処罰されない場合（親族相盗例、被害者の不特定等）を意味する。

[量刑因子の評価原則]

1. 量刑範囲の決定方法

《Ⅱ①に同じ》

2. 宣告刑の決定方法

○宣告刑は上記1項によって決定された量刑範囲内において一般量刑因子と特別量刑因子を総合的に考慮して決定する。

[共通原則]

1. 量刑基準上の勧告する量刑範囲の特別調整

《Ⅱ②に同じ》

2. 量刑基準上の勧告する量刑範囲と法律上の処断刑範囲との関係

《Ⅱ②に同じ》

3. 法律上の任意的減輕事由の処理方法

《Ⅱ②に同じ》

[多数犯罪の処理基準]

1. 適用範囲

《Ⅱ③に同じ》

2. 基本犯罪の決定

《Ⅱ③に同じ》

3. 処理方法

《Ⅱ③に同じ》

※公文書偽・変造、虚偽公文書作成等を行った者が、当該偽・変造され、または虚偽作成された文書等を行使した場合には、多数犯罪として処理せず、その行使の犯行を量刑因子としてのみ取り扱う。

[執行猶予基準]

区分	否 定 的	肯 定 的
主要 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○同種前科（5年以内）または同種の懲戒前歴 ○判決文、旅券等、社会的に公信力が大きい重要な文書 ○重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合 ○営業的または組織的犯罪 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯行の加担または犯行動機に特に参酌される事由がある場合 ○社会的な危険が現実化されない、または社会的・経済的な弊害が軽微な場合 ○顕著な改悛の情（自首、自白、内部非理告発等） ○刑事処罰の前歴なし
一般 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○2回以上の執行猶予以上の前科 ○共犯として主導的役割 ○犯行後に証拠隠蔽または証拠の隠蔽を図った ○社会的紐帯関係の欠如 ○真摯な反省なし ○被害回復のための努力なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○共犯として消極的加担 ○社会的紐帯関係が明らか ○執行猶予以上の前科なし ○被告人の健康状態が極めてよくない ○被告人の拘禁が扶養家族に過度な苦境をもたらす ○被告人が高齢 ○真摯な反省 ○長期間、特別な懲戒がなく誠実に勤務（虚偽公文書作成・変造類型）

[執行猶予の参酌事由の定義]

○量刑因子と同一の執行猶予の参酌事由

一 量刑因子の定義の部分に同じ。

○前科の期間計算

一 前科の期間は、執行猶予は判決確定日、実刑は執行の終了日から、

犯行時までを計算する。

[執行猶予の参酌事由の評価原則]

《Ⅱ④に同じ》

6. 私文書犯罪の量刑基準¹⁶⁾

私文書犯罪の量刑基準は私文書等偽造・変造（刑法第231条）、資格冒用私文書等作成（第232条）、私電磁記録偽作・変作（第232条の2）、虚偽診断書等作成（第233条）、上記文書等の行使（第234条）の罪を犯した成人（19歳以上）の被告人に対して適用する。

<筆者：参考>

【私文書等偽造・変造（刑法第231条）】

行使する目的で、権利・義務又は事実証明に関する他人の文書又は図画を偽造又は変造した者は、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

【資格冒用私文書等作成（刑法第232条）】

行使する目的で、他人の資格を冒用して、権利・義務又は事実証明に関する文書又は図画を作成した者は、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

【私電磁記録偽作・変作（刑法第232条の2）】

事務処理を誤らせる目的で、権利・義務又は事実証明に関する他人の電磁記録等の特殊媒体記録を偽作又は変作した者は、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

【虚偽診断書等作成（刑法第233条）】

医師、韓医師、歯科医師又は助産師が診断書、検案書又は生死に関する証明書を虚偽に作成したときは、3年以下の懲役若しくは禁錮、7年以下の資格停止又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

【上記文書等の行使（刑法第234条）】

第231条ないし第233条の罪によって作られた文書、図画又は電磁記録等の特殊媒体記録を行使した者は、その各罪に定められた刑に処する。

16) 私文書犯罪の量刑基準 http://sc.scourt.go.kr/sc/criterion/criterion_13/index_10.html

[刑種および刑量の基準]

1. 私文書の偽造・変造等

区 分	減 軽	基 本	加 重
私文書偽造・変造等	-1年	6月-2年	1年-3年

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素
特別 量刑 因子	<ul style="list-style-type: none"> ○犯行の加担または犯行動機に特に参酌される事由がある場合 ○犯罪の究極的な目的を達成することができず、社会的危険が現実化されなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○偽・変造の組織の“かしら”，幹部，専門偽・変造技術者，これらの者と直接連結した斡旋・伝達を担当する責任者の地位にある場合 ○多量の文書を反復的に偽・変造をした場合 ○犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合 ○被指揮者に対する教唆
	<ul style="list-style-type: none"> ○聾啞者 ○心身微弱（本人の責任なし） ○自首 	<ul style="list-style-type: none"> ○同種累犯（公文書犯罪を含む）
一般 量刑 因子	<ul style="list-style-type: none"> ○消極加担 ○変造部分が文書全体において占める比重が大して高い場合 ○犯行によって得た利益，またはこれによって発生した社会的・経済的弊害が軽微な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門偽・変造犯，斡旋責任者等に依頼した場合 ○偽・変造等を行った者が当該偽・変造された文書行使した場合 ○処分文書，証拠提出文書等，社会的に公信力が大きい重要な文書の偽・変造（ただし，犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合は除外） ○専門偽・変造装備（カラープリンター，スキャナー等）を使用した場合
	<ul style="list-style-type: none"> ○刑事処罰の前歴なし ○真摯な反省 	<ul style="list-style-type: none"> ○異種累犯，累犯に該当しない同種前科（公文書犯罪を含む）

韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準(1)

2. 虚偽診断書等の作成

類型	区 分	減 軽	基 本	加 重
1	消極的目的	- 8月	4月-10月	8月-1年6月
2	積極的目的	6月-1年6月	8月-2年	1年6月-2年6月

区 分	減 軽 要 素	加 重 要 素	
特別 量刑 因子	行為	○犯行の加担または犯行の動機に特に参酌される事由がある場合 ○犯行によって得た利益, またはこれによって発生した社会的・経済的な弊害が軽微な場合	○犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合 ○営業的または組織的犯行 ○被指揮者に対する教唆
	行為者/ その他	○聾啞者 ○心身微弱 (本人の責任なし) ○自首	○5年以内の同種前科 (公文書犯罪を含む) ○利得の隠蔽または被害回復の妨害
一般 量刑 因子	行為	○消極加担	○虚偽診断書等を作成した者が当該診断書を行使した場合
	行為者/ その他	○刑事処罰の前歴なし ○真摯な反省	○異種累犯, 累犯に該当しない同種前科 (公文書犯罪を含む)

[類型の定義]

1. 私文書の偽造・変造等

○下記の構成要件および適用法条に該当する行為を意味する (以下同じ)。

構 成 要 件	適 用 法 条
私文書等の偽造・変造および同行使	刑法第231条, 第234条
資格冒用私文書等の作成および同行使	刑法第232条, 第234条
私電磁記録偽作・変作および同行使	刑法第232条の2, 第234条

2. 虚偽診断書等の作成

ア. 第1類型 (消極的動機): 第2類型に該当しない場合であって, 以

下のような自身または第三者の業務上の便宜，便法的な業務遂行等，消極的動機による行為である場合

- 保険処理過程において，誤って診断書を作成せず，または紛失して，これを同じ内容で虚偽により作成して差し込んだ場合のように，単純に業務上の便宜のための場合
- 実際に患者を診て診断書を作成しなければならないのに，写真，映像または通話等を根拠として診断書を発給した場合，患者または保険金請求人の診断書が必要なのに，診断書の確保に時間がかかるなどの問題があり，任意で作成した場合等，便法的な方法を図った場合

イ．第2類型（積極的動機）：積極的に，自己または第三者の不法的または不正な社会的・経済的地位または利得を得る意図の下で行われた行為である場合

- 保険金騙取目的，兵役回避目的，障害者証発給を通した障害者資格の取得目的，長期療養給与の対象資格取得目的等

構成要件	適用法条
虚偽診断書等作成および同行使	刑法第233条，第234条

[量刑因子の定義]

ア．犯行の加担または犯行動機に特に参酌されるに値する事由がある場合

○次の要素中1つ以上に該当する場合を意味する。

- 他人の強圧または脅迫等によって強要された状態において犯行に加担した場合（刑法第12条に該当する場合は除外）
- 犯行を単純に共謀したのみで，犯行を主導せず，実行行為を直接分担もしない場合
- 犯行動機が単純な好奇心または誇示する目的である場合
- 不法的な利得取得を目的とせず，または軽微な不法的な利得取得のみを目的とした場合

—その他これに準ずる場合

イ. 犯罪の究極的な目的を達成することができず、社会的危険が現実化されなかった場合

—犯行を通して意図した目的を最終的に達成することができず、犯行によって発生する憂慮があった社会的・経済的弊害が究極的に発生しなかった場合を意味する。

ウ. 偽・変造の組織の“かしら”，幹部，専門偽・変造技術者，これらの者と直接連結した斡旋・伝達を担当する責任者の地位にある場合

○被告人が組織的犯罪において、組織の重要な地位にある、実質的な“かしら”，幹部，専門偽・変造技術者，組織の中間幹部級以上の斡旋・伝達担当責任者である場合を意味する。

エ. 犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合

○犯行によって大規模な経済的損失を惹起し、または大規模な利得を取得し、または多くの被害者を量産するなど、社会的・経済的な秩序を攪乱して、その弊害が重大で深刻な場合を意味する。

オ. 消極加担

○被告人が受動的に参与し、または犯行の遂行に消極的な役割のみを担当した場合を意味する。

○ただし、実質的に犯行を主導し、他人をして犯行を実行させた場合は除外する。

カ. 変造部分が文書全体において占める比重が大して高くない場合

○重要な法律関係に関する部分でない変造行為を意味する（例を挙げると、権利の消滅と関連しない単純な日付の変造等）。

キ. 専門偽・変造犯，斡旋責任者等に依頼した場合

○被告人は専門偽・変造犯ないし偽・変造団の構成員ではないが、専門的な偽・変造犯ないし斡旋責任者等，偽・変造団の構成員に依頼して文書を偽・変造した場合を意味する（例を挙げると、インターネットサイトを通して、偽・変造専門家に対価を与え偽・変造を依頼し、または偽・変造団の斡旋責任者等を通して、偽・変造を依頼した場合等）。

ク。処分文書、証拠提出文書等、社会的に公信力が大きい重要な文書の偽・変造(ただし、犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合は除外)

○偽・変造の対象となった文書が、処分文書、証拠として提出される文書等、社会的に公信力が大きく、重要な法律関係ないし事実関係を証明する書類である場合を意味する(ただし、犯罪によって重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合に該当するときには、別途、一般量刑因子として考慮しない)。

[量刑因子の評価原則]

1. 量刑範囲の決定方法

《Ⅱ①に同じ》

2. 宣告刑の決定方法

○宣告刑は上記1項によって決定された量刑範囲内において一般量刑因子と特別量刑因子を総合的に考慮して決定する。

[共通原則]

1. 量刑基準上の勧告する量刑範囲の特別調整

《Ⅱ②に同じ》

2. 量刑基準上の勧告する量刑範囲と法律上の処断刑範囲との関係

《Ⅱ②に同じ》

3. 法律上の任意的減輕事由の処理方法

《Ⅱ②に同じ》

[多数犯罪の処理基準]

1. 適用範囲

《Ⅱ③に同じ》

2. 基本犯罪の決定

《Ⅱ③に同じ》

3. 処理方法

《Ⅱ③に同じ》

※私文書偽・変造、虚偽診断書作成等を行った者が、当該偽・変造され、または虚偽作成された文書等を行使した場合には、多数犯罪として処理せず、その行使の犯行を量刑因子としてのみ取り扱う。

[執行猶予基準]

区分	否 定 的	肯 定 的
主要 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○同種前科（5年以内の、執行猶予以上または3回以上の罰金） ○重大な社会的・経済的弊害が惹起された場合 ○営業的または組織的犯罪 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯行の加担または犯行動機に特に参酌される事由がある場合 ○顕著な改悛の情（自首、自白、内部非理告発等） ○刑事処罰の前歴なし
一般 参酌 事由	<ul style="list-style-type: none"> ○2回以上の執行猶予以上の前科 ○共犯として主導的役割 ○犯行後に証拠隠蔽または証拠の隠蔽を図った ○社会的紐帯関係の欠如 ○真摯な反省なし ○被害回復のための努力なし ○被指揮者に対する教唆 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯行によって得た利益、またはこれによって発生した社会的・経済的な弊害が軽微な場合 ○共犯として消極的加担 ○社会的紐帯関係が明らか ○執行猶予以上の前科なし ○被告人の健康状態が極めてよくない ○被告人の拘禁が扶養家族に過度な苦境をもたらす ○被告人が高齢 ○真摯な反省

[執行猶予の参酌事由の定義]

○量刑因子と同一の執行猶予の参酌事由

—量刑因子の定義の部分に同じ。

○前科の期間計算

—前科の期間は、執行猶予は判決確定日、実刑は執行の終了日から、犯行時までを計算する。

[執行猶予の参酌事由の評価原則]

《Ⅱ④に同じ》